

令和8年度 個人住民税(町民税・県民税)申告のご案内

(令和7年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告)

個人住民税(町民税・県民税)の申告は、令和8年1月1日現在、大洗町に住所登録がある人で、令和7年1月1日～令和7年12月31日に得た収入が対象です。

① 完全予約制にて申告を受付いたします。【要予約】 (予約をされない方の当日受付は行いません。)

申告会場の混雑を避けるため、申告に来場する日にち及び時間帯(1時間単位)を事前に予約してください。

申告受付期間	申告受付時間	申告会場
<u>2月16日(月)～3月16日(月)</u> ※土、日、祝日を除きますが、 <u>3月1日(日)</u> のみ休日受付します。	午前の部：9時～12時 午後の部：13時～16時 ※休日受付は15時まで ※1時間15名程度	トヨペット・スマイルホール 大洗(漁村センター) 1階 研修室 ※休日受付は <u>大洗町役場税務課窓口</u>

◎予約受付期間：1月21日(水)～3月10日(火) 申告受付期間全日程分の予約

※3月11日(水)以降の予約受付は行いませんので、必ず3月10日(火)までに予約をお願いします。

◎予約方法 以下の1～3のいずれかの方法で予約をお取りください。

予約方法	1.電話による予約	2.役場税務課窓口での予約	3.オンラインでの予約
受付時間	9:00～16:30(平日のみ)	9:00～16:30(平日のみ)	終日(ただし、3月11日以降は不可)
詳細	090-3408-5576(予約専用) もしくは 029-267-5130(税務課直通) へおかけください。	役場税務課窓口にて直接 予約受付いたします。	 こちらの二次元 コードを読み取 って、お申し込 みください。

※ 日にち及び時間帯の受付上限人数を超えた場合、ご希望に添えないことがあります。予めご了承ください。

※ 予約受付の際、「所得の種類および何名分の申告をするのか」をお伺いしますので、事前にご確認ください。

② ①に先行して簡易申告受付を実施いたします。

来場者の分散を図るため、簡易申告のみ本来の申告期間に先行して申告受付を実施いたします。

先行受付期間	申告受付時間	申告会場
<u>2月3日(火)～2月10日(火)</u> ※土、日を除きます ※予約不要	9時～16時	大洗町役場 税務課 窓口

◎簡易な申告とは、以下の申告内容となる方の申告となります。

- ・年金収入のみ(年金収入のほかに、給与・営業・不動産・株式の配当などの収入のない方)で、各所得控除の申告をする方
- ・収入がなかった方や遺族年金、障害年金等の非課税年金のみを受給していた方(いわゆる「ゼロ申告」については、電話でも受け付けます。)

※ 税務課窓口が混雑し、「密」状態となってしまった場合には、車中待機などをお願いすることがあります。

税務署での申告が必要な方について

下記に該当する方は税務署で申告していただきますようお願いいたします。

- ◎雑損控除及び株式・土地等の譲渡所得や山林所得がある方で確定申告が必要な方
- ◎住宅借入金等特別控除を新規で受けられる方
- ◎亡くなった方の申告(準確定申告)をする方
- ◎青色申告や過年分の申告、または消費税や贈与税、相続税の申告をする方

申告の必要な方

- 1 事業所得・不動産所得・譲渡所得・一時所得・雑所得などの所得があった方
- 2 公的年金等の所得があつた方で、医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除・扶養控除などの各種控除を受けようとする方
- 3 給与所得者で次に該当する方
 - ・給与所得以外に上記1や2の所得があつた方
 - ・年末調整を受けていない方
 - ・2カ所以上から給与を受けた方
 - ・給与所得のみで、勤務先から役場に「給与支払報告書」が提出されていない方(勤務先に確認してください)
 - ・医療費控除や住宅借入金等特別控除(新規や年末調整でお忘れの場合)などを受けようとする方
- 4 収入がなかつた方や遺族年金、障害年金等の非課税年金のみを受給していた方 ※電話でも受け付けます。

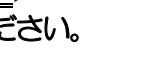
申告の必要がない方

- 1 税務署へ所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する方
- 2 給与所得のみ(年末調整済)で、勤務先から役場へ給与支払報告書が提出されている方
- 3 大洗町に在住している親族の税法上の扶養となっている方
- 4 公的年金収入のみの方で、次に該当する方(所得控除に関わらず、町・県民税は非課税)
 - ・65歳以上の場合…公的年金収入148万円以下の方
 - ・65歳未満の場合…公的年金収入98万円以下の方

申告に必要な書類

- 1 個人番号(マイナンバー)…個人番号カードもしくは、通知カード+本人確認書類
利用者識別番号…所得税の還付、納付がある方
町で受付した確定申告書を、税務署に電子媒体で提出する際に必要となります。
番号を取得されていない場合は、申告会場での取得をお願いする場合があります。

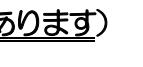


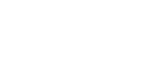












<img alt